

山口市美術展覧会審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市美術展覧会審査委員会（以下「審査会」という。）の円滑な実施、運営のため、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議の上、実施するものとする。

- (1) 市美展への応募作品の選評審査に関すること。
- (2) 市美展入選作の決定及び賞該当作の決定に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市美展の審査に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会の委員（以下「審査員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募する部門のうち審査に必要と認められる分野の専門家
 - (2) 芸術分野の識見者
- 2 審査員の委嘱期間は、委嘱した日から当該年度市美展会期終了の日までとする。
- 3 審査会は、市美展開催会場において行い、その審査は非公開とする。

(構成)

第4条 審査会に委員長を置き、第3条第1項の規定により市長が委嘱した委員のうちから互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、山口市交流創造部文化交流課で行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。